

別紙第1号書式

(第1片)

国税 取 納 金 理 資 金		納 税 告 知 書 ・ 領 取 証 書		申 告 番 号	第 号										
国庫金	(納税者)			(受 入 科 目)		平 成 年 度		(取 扱 庁 名)							
	住 所			納付の目的		本 税		千	百	十	万	千	百	十	円
	氏名又は名称			納期限		延 滞 税									
	代理人 ()			平成 年 月 日 限		合 計 額									
右のとおり納付して下さい。なお、延滞税は所定の方法により計算し、該当欄に記入のうえ、納付して下さい。 平成 年 月 日			上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日					領収日付印							
(国税収納金整理資金に関する職名 官職氏名 印)			領収者 (領収者名 印)												

(第2片)

国税 取 納 金 理 資 金		領 取 控		申 告 番 号	第 号										
国庫金	(納税者)			(受 入 科 目)		平 成 年 度		(取 扱 庁 名)							
	住 所			納付の目的		本 税		千	百	十	万	千	百	十	円
	氏名又は名称			納期限		延 滞 税									
	代理人 ()			平成 年 月 日 限		合 計 額									
上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日			領収者 (領収者名 印)					領収日付印							

(第3片)

国税 取 納 金 理 資 金		領 取 済 通 知 書		申 告 番 号	第 号										
国庫金	(納税者)			(受 入 科 目)		平 成 年 度		(取 扱 庁 名)							
	住 所			納付の目的		本 税		千	百	十	万	千	百	十	円
	氏名又は名称			納期限		延 滞 税									
	代理人 ()			平成 年 月 日 限		合 計 額									
平 成 年 月 日			領収者 (領収者名 印)					領収日付印							

あて先
 (国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地)

備 考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦9cm、横21cmとする。
- 2 各片は、1片をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
- 4 納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、番号、納付の目的、納期限、納付場所並びに金額（延滞税の額及び合計額を除く。）は、この告知書の発行者が記載するものとする。
- 5 納税者の住所及び氏名又は名称、代理人、受入科目、年度並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の関税については、これらを一括して1枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、1件別の内訳を付記するものとする。
- 6 日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）において領収する場合には、領収年月日の記入及び領収者名の記入押印に代え、日本銀行取扱店名及び領収年月日の表示のある領収日付印を用いることができる。
- 7 分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税に係る納税告知書にあつては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。
- 8 本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物若しくは令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物又は輸入される郵便物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。）X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4に掲げる事項を印字する方法によることができる。
- 9 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、延滞税の欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。